

(法第 10 条第 1 項第 7 号関係様式例「設立当初の事業年度の事業計画書」)

設立当初の事業年度の事業計画書

法人成立の日から令和 9 年 5 月 3 1 日まで

特定非営利活動法人 喜心

1 事業実施の方針

令和 10 年 4 月からの食事支援を中心とした子ども支援事業の開始に向けて、法人の運営体制を整えとともに、協力者、支援者、寄付者等との関係づくりを進めることを重点とする。

具体的には、飲食店、学校関係者、地域住民、ボランティア、関係機関等との連携体制の構築に向けた説明や打合せを行うとともに、退官教員、学生、カウンセラー、地域住民等への声かけ及び協力依頼を行う。

また、法人の活動資金を確保するため、寄付者、賛助会員、協力企業等の募集を行うとともに、会員管理、寄付金管理、会計管理等の基本的な運営体制を整え、翌事業年度以降の準備活動を円滑に進めるための基盤づくりを行う。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 支出予算額 (単位:千円)
①子どもに対する食事支援事業	実施しない	(A) (B) (C)	(D) (E)	
②子どもが安心して過ごせる居場所づくり、生活スキル及び社会性の習得支援事業	実施しない	(A) (B) (C)	(D) (E)	
③子どもに対する学習支援及び体験活動等支援事業	実施しない	(A) (B) (C)	(D) (E)	

④ 子ども及びその家庭に対する相談、生活、保健衛生、進路及び将来設計に関する支援事業	実施しない	(A) (B) (C)	(D) (E)	
⑤ 学校、飲食店、地域住民、ボランティア、関係機関その他支援者との連携及び情報共有の促進事業	飲食店、学校関係者、地域住民、ボランティア、関係機関等との連携体制を構築するため、協力候補者への説明や打合せを行う。	(A)随時 (B)佐賀市内、オンライン等 (C)2人	(D)飲食店、学校関係者、地域住民、ボランティア、関係機関等 (E)延べ10人・団体程度	5
	子ども支援事業に協力する人材を確保するため、退官教員、学生、カウンセラー、地域住民等への声かけ及び協力依頼を行う。	(A)随時 (B)佐賀市内、オンライン等 (C)2人	(D)退官教員、学生、カウンセラー、地域住民等の協力候補者 (E)延べ10人程度	5
⑥ その他この法人の目的を達成するために必要な事業	法人の活動資金を確保するため、寄付者、賛助会員、協力企業等の募集を行う。	(A)随時 (B)佐賀市内、オンライン等 (C)2人	(D)寄付者、賛助会員、協力企業等の候補者 (E)延べ10人・団体程度	10

(備考)

- 1 設立当初の事業年度の事業計画書及び翌事業年度の事業計画書は、それぞれ別葉として作成する。
- 2 2の(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 3 2の(1)については事業毎に定款の事業名、事業内容、実施予定日時、実施予定場所、従事者の予定人数、受益対象者の範囲及び予定人数並びに事業費の予算額をそれぞれ記載する。
- 4 2の(1)のうち「受益対象者の範囲及び予定人数」の欄には、具体的な受益対象者及び予定人数を記載する。
- 5 2の(2)には、定款上、「その他の事業」に関する事項を定めているものの、設立当初の事業年度にその他の事業を実施する予定がない場合、「実施予定なし」と記載する。

令和 9 年度の実業計画書

令和 9 年 6 月 1 日から令和 10 年 5 月 31 日まで

特定非営利活動法人 喜心

1 事業実施の方針

令和 9 年度は、前事業年度に行った協力候補者への説明、支援者への声かけ、寄付者・賛助会員等の募集を踏まえ、令和 10 年 4 月頃から子どもに対する食事支援事業を開始するとともに、今後の継続的な子ども支援事業の実施に向けた準備を進める。

具体的には、飲食店、学校関係者、地域住民、ボランティア、関係機関等との連携を継続し、子ども支援事業に協力する人材の確保を進めるとともに、飲食店、協力企業、支援者等との役割分担や協力方法について調整を行う。

また、法人の活動資金を確保するため、寄付者、賛助会員、協力企業等の募集を継続し、法人の活動内容を周知するための広報活動及びその準備を行う。あわせて、会員管理、寄付金管理、会計管理等の基本的な運営体制の整備・改善を行い、翌年度以降の継続的な事業実施に向けた基盤づくりを行う。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 支出予算額 (単位:千円)
① 子どもに対する食事支援事業	既存の飲食店、地域住民、支援者等と連携し、支援を必要とする子どもに対して食事を提供する。	(A)4月～5月 (B)連携先飲食店 (C)2人	(D)食事支援を必要とする子ども (E)延べ30人程度	50
② 子どもが安心して過ごせる居場所づくり、生活スキル及び社会性の習得支援事業	実施しない	(A) (B) (C)	(D) (E)	
③ 子どもに対する学習支援及び体験活動等支援事業	実施しない	(A) (B) (C)	(D) (E)	

④子ども及びその家庭に対する相談、生活、保健衛生、進路及び将来設計に関する支援事業	実施しない	(A) (B) (C)	(D) (E)	
⑤学校、飲食店、地域住民、ボランティア、関係機関その他支援者との連携及び情報共有の促進事業	飲食店、学校関係者、地域住民、ボランティア、関係機関等との連携体制を構築するため、協力候補者への説明や打合せを行う。	(A)随時 (B)佐賀市内、オンライン等 (C)2人	(D)飲食店、学校関係者、地域住民、ボランティア、関係機関等 (E)延べ20人・団体程度	5
	子ども支援事業に協力する人材を確保するため、退官教員、学生、カウンセラー、地域住民等への声かけ及び協力依頼を行う。	(A)随時 (B)佐賀市内、オンライン等 (C)2人	(D)退官教員、学生、カウンセラー、地域住民等の協力候補者 (E)延べ20人程度	5
	子ども支援事業の実施に向けて、飲食店、協力企業、支援者等との役割分担や協力方法について調整を行う。	(A)令和9年度後半から随時 (B)佐賀市内、協力先、オンライン等 (C)2人	(D)飲食店、協力企業、支援者等 (E)延べ10人・団体程度	5
⑥その他この法人の目的を達成するために必要な事業	法人の活動資金を確保するため、寄付者、賛助会員、協力企業等の募集を行う。	(A)随時 (B)佐賀市内、オンライン等 (C)2人	(D)寄付者、賛助会員、協力企業等の候補者 (E)延べ10人・団体程度	5
	法人の活動内容を周知するため、チラシ、パンフレット、ホームページ、SNS、名刺等による広報活動及びその準備を行う。	(A)11月から5月 (B)佐賀市内、オンライン等 (C)2人	(D)地域住民、寄付者、賛助会員、協力企業、ボランティア候補者等 (E)不特定多数	80

(備考)

- 1 設立当初の事業年度の事業計画書及び翌事業年度の事業計画書は、それぞれ別葉として作成する。
- 2 2の(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 3 2の(1)については事業毎に定款の事業名、事業内容、実施予定日時、実施予定場所、従事者の予定人数、受益対象者の範囲及び予定人数並びに事業費の予算額をそれぞれ記載する。
- 4 2の(1)のうち「受益対象者の範囲及び予定人数」の欄には、具体的な受益対象者及び予定人数を記載する。
- 5 2の(2)には、定款上、「その他の事業」に関する事項を定めているものの、設立当初の事業年度にその他の事業を実施する予定がない場合、「実施予定なし」と記載する。